

説明会・縦覧について

## 都市計画に関するお知らせ



まちの木

現在、町では、都市計画の見直しを進めています。これに伴い、用途地域、特定用途制限地域、地区計画および都市計画施設（道路および公園）に係る都市計画の素案について、説明会などを次とのおり実施します。

※開庁時間内に限ります。  
▼場所  
建設課 都市建設室

縦覧期間中は、参考図書を町ホームページに掲載します。

▼意見を提出することができる人  
●区域内の土地の所有者  
●都市計画法で定める利害関係のある人

### 都市計画に関する説明会

主に、計画している産業団地事業に伴う都市計画の変更について説明します。町内在住の方はどなたでもご参加いただけます。

#### ▼日時

**1回目**  
12月19日(金)午後6時

**2回目**  
12月21日(日)午前10時  
から

※同一の内容で2回実施します。

#### ▼提出期間

12月19日(金)～25日(木)  
※窓口で提出の場合は、開庁時間内に限ります。

▼期間  
地区計画に関する原案作成前  
縦覧

役場 大会議室

#### ▼問い合わせ先

12月5日(金)～18日(木)

建設課 都市建設室  
26・2278(直通)

## 冬期道路の除雪にご理解・ご協力ください

問い合わせ先 渋川土木事務所 企画調査係  
建設課 用地管理室

☎22-4055  
☎26-2279(直通)

### 注意事項

- ①道路に張り出している樹木の伐採や枝下ろしを行ってください。
- ②庭や屋根に積もった雪を道路上へ出さないでください。
- ③玄関先などの雪処理にご協力ください。
- ④大雪時には不急不要の外出を控え、路上駐車をなくしましょう。
- ⑤早朝の除雪作業にご協力ください。
- ⑥スリップ事故・立ち往生などを起こさないよう、冬用タイヤ・チェーンを携行してください。

冬期の安全な道路交通を確保するため、主要な幹線町道で約10cm以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を実施します。

また、約30cm以上の積雪が見込まれる場合は、国や県と連携して、交通量の多い県道・国道や一部幹線町道を優先的に除雪します。

冬期道路に対する備えと除雪作業の実施にご理解とご協力をお願いします。



大切に保管してください

## 医療費のお知らせ

### 医療費のお知らせとは?

医療機関などで診察を受けた記録が記載された「はがき」のことです。具体的には、受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、医療費の総額、窓口支払相当額などが記載されています。国民健康保険は年4回、後期高齢者医療保険は年2回発送されます。

### 確定申告に活用できます

医療費控除の添付資料として活用できるため、大切に保管してください。

なお、後期高齢者医療保険について、2月発送分には前年12月診療分の明細が記載されません。別途医療機関などの領収書を用いて申告を行ってください。

### 令和7年度の発送について

順次発送予定です。詳しくは、下の表をご確認ください。

26  
22249(直通)

▼問い合わせ先

住民課  
保健室

名 称	発送時期			
後期高齢者 医療保険 (年2回)	12~5月診療分 8月中旬発送		6~11月診療分 2月上旬発送	
国民健康保険 (年4回)	1~4月診療分 7月上旬発送	5~8月診療分 11月上旬発送	9~11月診療分 2月上旬発送	12月診療分 3月上旬発送

※発送時期はあくまでも目安です。到着が前後する場合もあります。



## 水道に冬支度を!!

問い合わせ先 上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)

### 凍結しやすいところ

- 管がむき出しになっているところ
- 風当たりの強いところ

寒さは水道の大敵です。  
気温が下がると、給水管や水道のメータ器、蛇口が凍結し破裂することがあります。  
修理にかかる費用は自己負担です。  
水道料金にも影響しますので、お早めに凍結防止処置をお願いします。

### 凍結を防ぐ方法

- 給水管や蛇口  
布切れや毛布、専用の保温材を巻いた後、上から濡れないようにビニールテープを隙間なく巻いてください。



### メータボックス内

発泡スチロールなどの保温材を小分けにし、ビニール袋に入れて、メータを保護するように置いてください。検針時にメータの指針が見やすいようにしておいてください。



※メータボックス内には、布切れや毛布は入れないでください。  
虫の発生原因となります。

### 凍結して水が出ないときは

蛇口を開け、凍った部分にタオルなどをかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてみましょう。熱湯を急にかけると、ヒビ割れや破裂をおこすことがあるので注意が必要です。



## 勤労者住宅資金利子補給

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために



まちの鳥

の写しましたは指定確認検査機  
関の建築基準法第7条の2第  
5項の規定による検査済証の  
写し

### ▼対象(次の全てに該当する人)

- ①給与所得者(被雇用者)
- ②金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築、または新築された専用住宅を購入した人
- ③当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している人
- ④町税を完納している人
- ⑤令和6年2月から令和7年1月の間に借入金の返済を開始した人

- ①吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ②住宅新築調査書(様式第2号)
- ③利子支払証明書(様式第3号)

または、金融機関の発行する交付対象期間中の返済額および利率を証する書類

※資金を借り入れた金融機関により発行してもらう書類です。証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うようあらかじめ金融機関に確認してください。

### ▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎ 26-2280 (直通)

- ⑦交付対象期間の給与所得の源泉徴収票の写し
- ⑧町税の完納証明書(令和8年1月発行の証明書)

※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。



夫婦で一緒に楽しくごはんを作りませんか?  
夫婦で協働して家事ができるように、そのきっかけづくりとして「夫婦料理教室」を開催します。



▲申し込みフォーム

## 夫婦料理教室

- ▶期日 令和8年1月25日㊀
- ▶時間 10:00~13:30
- ▶場所 保健センター調理室
- ▶対象 夫婦
- ▶定員 先着10組
- ▶メニュー 点心料理など

※アレルギーなどについて心配な場合は、お気軽にご相談ください。

- ▶費用 1組1,000円
- ▶持ち物 エプロン・三角巾・マスク
- ▶申込期限 令和8年1月9日㊀
- ▶申し込み方法 右記の二次元コードからか、電話でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先  
健康福祉課 福祉室 ☎ 26-2246(直通)

▼申請期間(開庁時間)  
令和8年1月5日(月)~30日(金)

(6)建築主事の建築基準法第7条  
第5項の規定による検査済証

